

松江地方裁判所委員会（第16回）議事概要

1 日時

平成21年10月19日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安藤隼人，江淵武彦，大内順子，景山晴美，岸田和俊，
葛谷 茂，谷口博則，谷口幸博，平川眞代，藤森 一，
山本篤治，吉井隆平（敬称略，五十音順）

（事務担当者） 小林事務局長，浅野民事首席書記官，竹下刑事首席書記官，
埜田総務課長，細木庶務係長

4 議事

(1) 松江地方裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長選任

委員長に谷口幸博委員が選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長により吉井委員が指名された。

(5) 松江地方裁判所委員会の運営に関する事項について

ア 委員会の招集について

委員会は委員長が召集する。委員会は，年に2回程度開催する。

イ 議事の公開について

報道機関（司法記者クラブ加盟社）に対し，公開する。ビデオ，カメラ取材は冒頭のみとする。

ウ 議事録の公開について

議事概要を作成し，出席委員が確認した上，ホームページに掲載して公開

する。

なお，議事概要には発言した委員の氏名等は掲載しない。

(6) ビデオ上映「知っていますか？裁判所」

裁判所紹介の広報用ビデオの視聴

(7) 庁舎見学

法廷，調停室等の見学

(8) 裁判所に関する説明

ア 松江地方裁判所の管轄等に関する説明

イ パンフレット「裁判所ナビ」及び裁判所職員新採用パンフレットに基づき

裁判所の組織等の概要について説明

(9) 意見交換

別紙のとおり

(10) 次回の意見交換のテーマ

裁判員制度について

～裁判員制度定着について必要な方策について～

(11) 次回開催日時

平成22年2月8日(月)午後1時30分～午後4時00分

別紙

- A 先ほど、庁舎の見学をしていただきましたが、見学をしていただいた上での御感想や、これまでの裁判所に対する印象などについて、御意見はありますか。
- B 裁判所は、思っていたより入りやすく、話を聞きやすい所だという印象を受けました。また、裁判員裁判用の法廷は、裁判員に対する配慮や、目線を下げるなどの配慮をしていることが感じられました。
- C 初めて裁判員裁判用の法廷を見せていただきましたが、想像していた法廷と違って驚きました。
- D 裁判所では、受付窓口が小窓の部署があるようですが、松江市では対面カウンターとなっています。小窓で相談するのは、相談者も相談がしにくいのではないかと感じました。実際に、松江市へ相談に来られる方で、裁判所では聞きにくいと言って来られる方もいるので、今日、実際に庁舎を見学させていただき、改めてそのように感じました。
- A 松江の裁判所の建物は古く、十分に行き届かない点もありますが、その施設の中で工夫していかざるをえないというのが現状です。
- E 調停室を見学させていただきましたが、意外と当事者同士が近い状態で手続が行われるのだと感じました。
- A E委員は会社を経営なさっていますが、裁判員裁判で従業員に呼出しの通知が来たときの準備はされていますでしょうか。
- E 今のところ準備はしていません。従業員が、何日か裁判所に出掛けなければならないとなると困りますが、やむを得ないというのが本音です。
- A F委員はいかがでしょうか。
- F 私は、以前、松江地裁で開催された裁判員模擬裁判に参加したことがありますが、そのころから比べると裁判員裁判用の法廷は設備が充実していると感じました。モニターも新しく設置されており、見やすいと感じました。しかし、裁判員裁判用の法廷以外の場所は、暗くて、古いままだという印象を受けました。

ところで、先日、裁判の迅速化に関する報告書をいただきましたが、地裁委員になるまでこういった報告書があることを知りませんでした。こういう報告書はお金を掛けて作成されていると思いますので、もう少し国民に分かるよう広報されてもいいのではないかと感じました。

A 申し訳ありません。裁判所も省エネのため、 unnecessaryな電気を消しており、暗く感じるかもしれません。

F 委員の周りで裁判員制度のことが話題になることはありますか。

F 知り合いの方で、お母さんが候補者になられたという方がいらっしゃいましたが、その方は、むしろ御自身が参加したいとおっしゃっていました。

A G委員はいかがでしょうか。

G これまで記者席で取材をしていたときに感じていたのは、裁判所というのは威厳があるということでした。法廷も、昔は茶色というイメージがあったのですが、今日、内装をみでみると、かなり、明るくなったと感じました。

また、民事法廷に比べて、裁判員裁判用の法廷は法壇が低いと感じました。

庁舎全体のイメージとしては、廊下の電灯が点灯していないので、暗いイメージを持ちました。

A H委員はいかがでしょうか。

H 初めて法廷に入らせてもらいましたが、裁判員裁判用の法廷は、きれいだと思いました。裁判員の席にも座らせてもらいましたが、目線も工夫されていると感じました。

なお、裁判員が法廷に入るための専用通路が狭く、若干、圧迫感があると感じました。

全体としては、開かれた裁判所を目指しておられるということを感じました。

A H委員が校長をされている高校の先生に呼出しの通知が来たら、いかがでしょうか。

H 教諭が呼び出された場合、出頭させることは可能だと思います。授業等につい

ては、振り替えれば何とかできるのではないかと思います。

- A 何人かの委員の方から、庁舎が古くて問題があるという御指摘がありました。事務局長から説明できることはありますか。

(事務局長)

7月に開催した地裁委員会で、この松江の裁判所庁舎について補正予算で建替えに繋がりそうな動きがあるとの話をさせていただきました。しかし、その後、政権交代があり、御存知のように、補正予算については大幅に見直すということになっています。

そのような状況ですが、私どもとしましては、裁判員裁判が始まったことや、裁判所を利用する方のことを考えると、庁舎もより使いやすいものにしていく必要があると考えており、今後も上級庁とも協議し、早期の建替えに努力をしていきたいと考えています。

- B 松江地方裁判所が島根県の中樞の裁判所であるということを考えたとき、耐震性や防災の観点がどうなっているのかとの疑問を感じます。このことは、庁舎内が暗いことや、使い勝手のことより大事な問題だと思うので、改修等については、もう少し強く言っていかれてもいいのではないかと感じました。

(事務局長)

裁判所は、多くの来庁者もあるということで、耐震の調査も行っています。この庁舎は昭和30年代に建てられたもので、耐震等の基準も当時のもので、現在の基準は満たしていません。ただ、平成12年の鳥取県西部地震規模の地震に耐えられる程度のものとは聞いています。そうなりますと、御存知のとおり、緊急性の問題で、来年にでも直すのか、もう少し後でもいいのかということで、中央で議論されているところだと思います。次回の地裁委員会までに何か展開があれば、この場で皆様にも御説明させていただきたいと考えています。

- A 裁判所では裁判員制度に力を入れて取り組んでいるところですが、委員の御家族や勤務先では、こういった反応でしょうか。

D 松江市から、松江地裁に対して市民の方を対象とした裁判員制度の説明会を依頼させていただいたことがありますが、その際、同行した職員も説明を聞き、重要なことだと感じたと言っていました。

A 学生さんはどういう反応でしょうか。

I 喜んで参加するかどうかはともかく、関心は非常に高いと思います。ただし、学生が裁判員裁判に参加することになった場合、授業を休ませるかどうかという問題があります。最終的には、担当教授の判断にゆだねられることになると思いますが、私としては公欠にせざるを得ないと考えています。

G 記者については、職業柄、やってみたいと感じている者は多く、仮に記者10人のうち1人が参加すると考えたとき、4日間ぐらいなら何とかなるのではないかと思います。しかし、セクションが違えば積極的にはやりたくないという者もいます。

会社全体ではどうかというと、当社では休暇制度ができましたので、職員が参加することについては、きちんとフォローできていると感じています。

家族は、まだ実感が湧いていないという印象を受けます。両親も、まだ裁判員制度のことは分からなくて、怖いという印象を受けると話していましたので、受け止め方は様々であると感じました。

なお、報道機関としては、裁判員裁判をどう伝えていくのが重要であると考えているところです。

A マスコミ報道も全国初の事件、各地裁の第1号事件は大々的に報道され、また、裁判員になられた方の記者会見についても大きく報道されています。裁判員を経験された方が記者会見で述べられた感想などは、後の方が自分も参加したいという意欲をかき立てることに相当役に立つことだと思います。

松江の第1号事件についても、新聞やテレビでも報道されると思います。ただ、全国的には、2件目、3件目になると、マスコミの報道も少なくなっているように思うのですが、松江での、その後の報道はどうなっていくのでしょうか。

G 1件目はともかく、2件目や3件目においては、マスコミの取上げ方はだんだん小さくなると思います。現在でも全国版での扱いは東京地裁での最初の裁判に比べて、次第に小さくなっているという印象を受けています。マスコミは、次の段階として、否認事件や死刑判決がいつ出るのか、また、それをどう伝えていくのかといった新しいことを求めていくのではないかと思います。いずれにしても、報道機関としては、大きな節目を伝えるとともに、大きな記事にならないものでも伝え続けていかなければならないと感じているところです。

I これまでの報道を見ると裁判終了後の記者会見において顔を映してインタビューを受けている方がいらっしゃったと思いますが、インタビューをする記者の方も守秘義務を念頭において質問されているのでしょうか。

G 守秘義務のことを念頭において質問します。どこまでが守秘義務かということ、非常に曖昧ではありますが、確実に守秘義務に抵触する質問についてはしないように教育しているところです。

なお、顔等の撮影に関しては、裁判員候補者の段階では映さないという配慮をしているなど、段階に応じた基準で対応しているところです。

E 裁判員になった後の記者会見は、本人の意思であると聞いていますが、それが積み重なると、記者会見に出席することや顔出しすることが常態化することにならないか心配ですが、いかがでしょうか。

(刑事首席書記官)

記者会見については、本人の意思を尊重するという一方で、非常に慎重に考えています。また、映像や守秘義務への配慮も欠かさないようにしたいと考えています。

G 裁判員になった方の言葉を守秘義務に反しない範囲できちんと伝え、関心を持つ方を増やすのもマスコミの仕事だと思います。そういったことから、マスコミとしては、なるべく、肉声を伝える機会が欲しいというのが、実際のところです。

A 裁判所としては、裁判員を経験された方がどういう印象を持たれたのかという

ことを，国民のみなさんに広く知ってもらうことは必要なことであると感じています。しかし，裁判員経験者にとって，記者会見への出席自体が負担になるということは避けなければならない，そのあたりのバランスとして，記者会見をするときには，参加いただく方の意向に反しないよう慎重に意向を伺うことになると思います。

Ｊ 裁判員を経験された方に率直な感想を語っていただいて，これをマスコミを通じて国民のみなさんにフィードバックしていただくことは必要であると考えていますが，先ほど，Ｅ委員が言われたように，決して押しつけのようになってはいけないわけですので，そのあたりをうまくバランスをとってやっていくことになろうかと思えます。

Ｅ 記者会見に応じたくないと思う人がいても，何人かの中で残りの人が応じるということであれば，自分は応じたくないと思っても，応じなければならないという場面があるのではないのでしょうか。

Ｊ Ｅ委員の御意見はごもっともだと思います。この点に関して，記者クラブから記者会見の申出があった場合，裁判員等の方には，意思の確認をさせていただくことになっておりますが，そのプロセスの中で，決して押しつけになるようなことがないよう運用していきたいと思えます。

以 上